

# 島根県男女共同参画サポーター等活動経費支給基準

## 1. 目的

島根県男女共同参画サポーター（男女共同参画推進員）設置要綱第10条に定める島根県男女共同参画サポーター（以下「サポーター」という。）及び島根県男女共同参画アクティブサポーター（以下「アクティブサポーター」という。）の活動に係る経費（以下「活動経費」という。）の支給については、この基準の定めるところによる。

## 2. 支給対象

サポーター及びアクティブサポーターの活動経費の支給対象は以下のとおりとする。

### (1) サポーター（アクティブサポーター以外のサポーター）活動経費

- ・地域住民に向けた男女共同参画の啓発活動

### (2) アクティブサポーター活動経費

- ・市町村と連携したサポーター主体の男女共同参画の啓発活動

### (3) サポーター及びアクティブサポーター共通支給条件

- ・自身の仕事の一部に含まれていないこと
- ・行政からの費用弁償を受けていない活動であること
- ・講演会、研修会等への参加（自己研鑽）ではないこと
- ・会議等への参加及びその会議での発言ではないこと

## 3. 活動報告

活動報告は、毎年度公益財団法人しまね女性センター（以下「センター」という。）がとりまとめる活動報告書をもって行うこととし、サポーター及びアクティブサポーターは市町村を経由してセンターに活動報告書を提出するものとする。

市町村は提出された活動報告書の活動内容が、活動経費の支給対象に該当するか確認するものとする。

なお、活動報告書の様式については別途定める。

## 4. 支給

県は原則として公益財団法人しまね女性センターを通じて活動経費の支給を行うものとする。

## 5. 支給額等

公益財団法人しまね女性センターは、市町村から提出された活動報告書を基に、以下の基準に従い、活動経費の支給額を決定する。

- (1) サポーターに対する支給額は、活動1件につき1,000円とし、支給の上限額は1人4,000円/年までとする。
- (2) アクティブサポーターに対する支給額は、上期または下期に活動が1件以上あれば5,000円、上期下期ともに活動実績が1件以上ある場合には10,000円とする。

## 6. 活動参考事例

### (1) サポーター

実施主体	対象者	内容・役割	活動経費対象
サポーター	地域住民	サポーター自らが講師になり、講演会、ワークショップ等の実施	○
		講師を呼んで講演会、ワークショップ等の企画実施	○
		サポーターが企画・作成した啓発パネルの展示、アンケート調査の実施分析	○
市町村等	地域住民	市町村実施事業・研修へ単なる参加者として参加	×
		市町村実施事業・研修へサポーターとして参加し、ワークショップのファシリテーターやアドバイザーとして発言等を行った場合（費用弁償のない場合）	○
		市町村実施事業・研修へサポーターとして受付や会場準備等のみを行った場合	×
		広報誌への男女共同参画に関する記事提供	○
		啓発パネル展示会場での啓発活動	○
		啓発パネル展示の準備・片づけ	×
県、(公財)しまね女性センター	サポーター	研修参加（自己研鑽）	×
	地域住民	アンケート回収・回答の手伝い	×
その他	一般	研修参加（自己研鑽）	×

○：対象 ×：対象外

### (2) アクティブサポーター

実施主体	対象者	内容・役割	活動経費対象
アクティブサポーター(市町村連携)	地域住民	アクティブサポーター自らが講師となり、講演会、ワークショップ等の実施	○
		講師を呼んで講演会、ワークショップ等の企画実施	○
		アクティブサポーターが企画や作成をした啓発パネルの展示	○
		市町村と共同企画し、研修会・講演会等の開催	○

○：対象 ×：対象外

附 則

この基準は、平成30年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度の活動経費の支給については従前のものとする。